

高野小学校いじめ防止基本方針

I 基本的な考え

いじめの定義 いじめ防止対策推進法第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

基本認識

- いじめは絶対に許されない
- いじめは卑劣な行為である
- いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる

II いじめへの対応

1 未然防止

いじめは、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

【具体的な対応策】

- (1) 学級では、温かい人間関係づくりを土台に、全ての児童が分かる・できる授業づくりに努める。
- (2) 全ての児童が自己有用感を高める機会や、自己決定の場をもてる学級経営を行う。
- (3) 規範意識の向上と温かい人間関係づくりのために、児童の実態に応じた学級ソーシャルスキルトレーニング（SST）を計画的に継続して実施する。
- (4) 道徳や学級活動の授業で、学習を通して人間尊重の精神を養う。
- (5) 携帯型ゲーム機等ネット利用によるいじめを防止するため、適切な利用方法を含む情報モラル教育を計画的に進める。

2 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、状況を積極的に把握する。

【具体的な対応策】

- (1) 始業前や大休憩、昼休み、放課後に、孤立傾向の児童や嫌な思いをしている児童がいないか等、学級の児童の様子を観察する。特に、心配がある児童がいる場合には、担任以外の職員が協力・連携を図り、学級の様子を観察する。
- (2) 健康観察では、児童の声の様子や視線等に変化があるときは、言葉かけを増やしたり、面談を行ったりする。
- (3) 学級における毎日の日記や児童との雑談、普段の授業の他、給食や清掃時等における児童の様子について情報を交換し合い、教職員間で情報の共有に努める。また、迅速な報告・連絡・相談に努める。

- (4) 学期毎にいじめに関する事前アンケートを基に、一人一人の児童と個別に面接を行う「教育相談週間」を設定する。
- (5) 「あのねポスト」の活用の仕方を工夫し、いじめの早期発見に努める。

3 早期対応

いじめが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童の安全を確保し、関係する児童に対して事情を確認したうえで、適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、事案に応じ、家庭や教育委員会、関係機関と連携を図る。

【具体的な対応策】

- (1) いじめを行う児童に対しては、毅然とした対応をする。
- (2) いじめられる児童に対しては、本人の思いを傾聴し、痛みに寄り添い、心のケアに努め、いじめから全力で守る。
- (3) 聞き取り調査による詳細な事実の確認を行い、正確に迅速に状況を把握する。
- (4) いじめの原因や背景を把握する。
- (5) 教職員の緊密な情報交換と共通理解、指導方針の明確化を図る。
- (6) チームによる対応をする。※指導経過を時系列でまとめて記載する。
- (7) 教育委員会への連絡をする。必要に応じ町教育センター、児童相談所、警察署等に連絡をする。
- (8) 保護者にいじめの状況を報告する。
- (9) ネットいじめについては、サイト管理者への削除要請を行うとともに、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときには、町教育委員会や警察と連携して対応する。

4 再発防止

同じ児童が被害者となるいじめが再発したり、ターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぐ。

【具体的な対応策】

- (1) 校長を始め教職員がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行う。
- (2) 互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導の充実に努める。
- (3) 道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導する。
- (4) 学級活動や児童会活動において、いじめの問題を取り上げる。
- (5) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意をはらい、適切な機会をとらえて、必要な指導を行う。
- (6) 児童の変化を定期的に確認し検証する。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行う。

5 生徒指導委員会（いじめ対策）

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、必要に応じて、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、町や県の顧問弁護士や医師）を追加する。

【役割】

- ・学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・職員会議や校内研修等による教職員の共通理解と意識啓発
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・発見されたいじめ事案（重大な事案を含む）への対応
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

※ 重大な事案については、町教育委員会に報告し、連携して対応する。

Ⅲ 重大事態への対応

1 重大事態の定義

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを与儀なくされている疑いがあると認められる場合。

※ 児童や保護者から「いじめられて重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したとものとして報告・調査に当たる。

2 重大事態への対処

＜重大事態への組織の設置＞

- ・速やかに町教育委員会に報告し、町教育委員会と協議の上、事案に対処する組織を設置する。
- ・「生徒指導委員会（いじめ対策）」を活用し、第三者（外部の専門家等）を加え新たな組織を設置する。

＜重大事態への調査方針＞

- ・事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・被害児童・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築する。

＜重大事態の報告＞

- ・重大事態が発生したと判断した後「直ちに」町教育委員会を經由して町長へ報告する。
- ・調査の進捗等の経過報告を行う。

＜対処における留意事項＞

- ・調査結果について、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・当事者の同意を得た上で説明文書を配布し緊急保護者会等を開催する。
- ・調査に係る記録は、少なくとも5年間保存する。
- ・報道機関等への対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

IV 年間計画

4月	・生徒指導委員会
5月	・生徒指導委員会
6月	・生徒指導委員会 ・教育相談週間①
7月	・生徒指導委員会
8月	・いじめについての校内研修会
9月	・生徒指導委員会
10月	・生徒指導委員会
11月	・生徒指導委員会 ・教育相談週間② ・人権週間での活動
12月	・生徒指導委員会 ・青空児童会による呼びかけ
1月	・生徒指導委員会
2月	・生徒指導委員会 ・教育相談週間③
3月	・生徒指導委員会

V 家庭や地域との連携

児童の健やかな成長を促すため、PTAや地域、学校が、いじめの問題について協議する機会を設ける等、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

【具体的な対応策】

- (1) 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るように努める。
- (2) 家庭訪問や学校だより等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。
- (3) いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、協力してその解決に当たる。
- (4) PTAや学校支援委員会等、地域の関係団体と共に、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。(PTA総会、学級懇談会、学校支援委員会・ネットトラブル講習会等)
- (5) 携帯型ゲーム機やスマートフォン、携帯音楽プレーヤーやデジタルカメラ等を使ったネットいじめの事例を紹介する等、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行う。